【平成19年6月27日法律第102号改正後】

（公示送達）

第百八十五条の十一　内閣総理大臣又は審判官は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

一　送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

二　前条において準用する民事訴訟法第百七条第一項（第二号及び第三号を除く。）の規定により送達をすることができない場合

三　外国においてすべき送達について、前条において準用する民事訴訟法第百八条の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合

四　前条において準用する民事訴訟法第百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

２　公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を金融庁の掲示場に掲示することにより行う。

３　公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。

４　外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（公示送達）

第百八十五条の十一　内閣総理大臣又は審判官は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

一　送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

二　前条において準用する民事訴訟法第百七条第一項（第二号及び第三号を除く。）の規定により送達をすることができない場合

三　外国においてすべき送達について、前条において準用する民事訴訟法第百八条の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合

四　前条において準用する民事訴訟法第百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

２　公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を金融庁の掲示場に掲示することにより行う。

３　公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。

４　外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

（改正前）

（新設）

第百八十五条の十一　内閣総理大臣又は審判官は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

一　送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

二　前条において準用する民事訴訟法第百七条第一項（第二号及び第三号を除く。）の規定により送達をすることができない場合

三　外国においてすべき送達について、前条において準用する民事訴訟法第百八条の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合

四　前条において準用する民事訴訟法第百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

②　公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を金融庁の掲示場に掲示することにより行う。

③　公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。

④　外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

【平成17年10月21日 法律第102号】

【平成17年7月26日 法律第87号】

【平成17年6月29日 法律第76号】

【平成17年5月6日 法律第40号】

【平成16年12月10日 法律第165号】

【平成16年12月8日 法律第159号】

【平成16年12月3日 法律第154号】

【平成16年12月1日 法律第147号】

【平成16年6月18日 法律第124号】

【平成16年6月9日 法律第97号】

（改正後）

第百八十五条の十一　内閣総理大臣又は審判官は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

一　送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

二　前条において準用する民事訴訟法第百七条第一項（第二号及び第三号を除く。）の規定により送達をすることができない場合

三　外国においてすべき送達について、前条において準用する民事訴訟法第百八条の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合

四　前条において準用する民事訴訟法第百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

②　公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を金融庁の掲示場に掲示することにより行う。

③　公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。

④　外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

（改正前）

（新設）